

## 2006年度年末手当の妥結にあたって

本日12時00分、本部は2006年度年末手当について団体交渉を集約し、妥結しました。

10月17日、支給月数3.5ヶ月と「新しい人事・賃金制度」に伴う「補償措置額」を支給額に反映させることなどを中心とした要求を会社側に提出し、交渉を積み重ねてきました。

本部は、「中間決算は『愛知万博効果』のあった昨年に次いで過去2番目の好成績であり、輸送量も一昨年と比べて6%増である」「3.5ヶ月は出せる数字である」「『補償措置額』が反映されないと、年末手当が相当減額となる」と主張し、満額回答を強く迫りました。都市手当が調整手当に変更されたことで、減額されたものを補償する「補償措置額」を期末手当に反映することは当然のことであり、その都度交渉して決めなければいけないこと自体全くのごまかしといえます。「補償措置額」は、調整手当と同体のものであり基準内賃金そのものです。

このような強い主張により、会社側は「補償措置額」を反映させたものの、支給月数については2.95ヶ月（2.9+0.05ヶ月）で、0.05ヶ月分については、「当初予想を大きく上回る業績に踏まえ措置」というものでした。しかしこの主張も全くのごまかしです。私たちは、「年末手当2.9ヶ月ベース」ということを前提として交渉してきているではありません。あたかも0.05ヶ月上乗せしたかのような主張は認めることはできません。

従って本部は、私たちの要求と比し、また当初予想を大きく上回る業績からするとあまりにも低い回答であるため、持ち帰り検討としました。手当の削減などの低賃金化攻撃のなか、満足のいく回答ではありません。しかし、これ以上の前進は困難と判断し、本日12時00分、妥結を通告しました。

この間の組合員の皆さまの支援・激励に感謝申し上げます。

2006年11月14日

J R 東海労働組合  
中央執行委員長 萩原 光廣